

関東信越税理士会
熊谷支部4月例会次第

日時 平成26年4月7日(月)

午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- (1) 3月28日(金) 例会・署との協議会
(2) 3月28日(金) 確定申告慰労会
(3) 4月1日(火) 正副支部長・署との協議会
(4) 4月1日(火) 正副支部長・地域長会議

於 ホテルガーデンパレス
於 ホテルガーデンパレス
於 熊谷税務署
於 支部事務局

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 支部例会・署との協議会
日時 4月7日(月)午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 支部研修会
日時 4月7日(月)午前10時30分～12時30分
内容 平成26年度税制改正
講師 望月 茂氏
- (3) 支部会報部会
日時 4月7日(月)
時間 午後12時30分～
- (4) 支部青年部会
日時 4月15日(火)午後6時00分～
場所 支部事務局
- (5) 支部福祉共済部会
日時 4月18日(金)午後6時00分～
場所 支部事務局
- (6) 正副支部長会・署との協議会
日時 4月24日(木)午後4時00分～
場所 熊谷税務署
- (7) 正副支部長・地域長会議
日時 4月24日(木)午後4時45分～
場所 支部事務局
- (8) 支部税対部会
日時 4月24日(木)午後6時00分～
場所 支部事務局
- (9) 支部広報部会
日時 4月25日(金)午後6時00分～
場所 支部事務局
- (10) 社会保険労務士会熊谷支部通常総会
日時 4月25日(金)午後3時00分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (11) 支部監事会
日時 5月7日(水)午後4時00分～
場所 支部事務局
- (12) 支部予算編成会議
日時 5月7日(水)午後5時30分～
場所 支部事務局
- (13) 支部理事会
日時 5月13日(火)午後4時00分～5時30分
場所 日本政策金融公庫

(14) 顧問相談役会・関連組織懇談会
日時 6月2日(月)午後6時30分～
場所 いづみ寿司

(15) 支部総会
日時 6月11日(水)午後3時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

3. その他の協議報告事項

(1) 講師派遣

平成26年度県立深谷商業高等学校非常勤講師派遣
法人税法 増田俊樹会員
" 村田克也会員
消費税法 木本純二会員
所得税法 小田部安彦会員
財務諸表論 中澤仁之会員
深谷商工会議所 平成26年度簿記検定試験検定委員
村田克也会員

(2) 愛好会の事業報告について

各愛好会の責任者は4月末までに

- ① 愛好会設立日～平成26年3月31日までの収支報告
- ② 平成26年4月1日現在の会員名簿
を支部事務局に提出して下さい。

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等 退会

三村万造(平成26年3月26日 業務廃止)

6. 次回例会予定

日時 5月7日(水) 午前9時30分～ 支部例会・署との協議会
支部研修会

日時 5月7日(水)
場所 ホテルガーデンパレス
内容
講師 弁護士 石井 亮氏

7. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

* 今後の例会日日程を掲載しました。(平成26年4月7日現在)

6月例会	6月11日(水)	午後1時20分～
6月総会	6月11日(水)	午後3時30分～
8月例会	8月7日(木)	午後3時50分～
9月例会	9月8日(月)	午前9時30分～

* 予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

平成26年4月7日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 渡辺 実
副支部長 曾根 和也
地域長 天笠 裕司
研修部長 清水 茂昭

税理士会36時間規定研修 平成26年度支部研修会のご案内

拝啓 うららかな春日和が続いておりますが会員の先生方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 平成26年5月7日(水) 午前10時30分～12時30分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 『国税不服審判所の現場から見た審査請求手続』
講師 弁護士 石井 亮氏
対象 税理士会会員及び職員
バス 午前9時10分に下記の2カ所よりバスが発進します。
熊谷市役所付近 熊谷駅南口
単位 2単位

資料準備の為、4月21日(月)までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

平成26年5月7日の支部研修会出席人数は

会員 _____ 名 事務所職員 _____ 名 合計 _____ 名

会員事務所名 _____

平成26年 4月 7日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 渡辺 実

日税連「第6回税理士実態調査」にご協力のお願いについて

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本税理士会連合会(日税連)では、税理士会員及び税理士法人会員の実態を把握し、今後の税理士制度の発展に資すること、税理士事務所及び税理士法人の経営の合理化・向上に資すること、本会及び税理士会等における会務の円滑な運営のために資することを目的として、「第6回税理士実態調査」を実施することとしております。

この実態調査の結果は、税理士業界全体の共有財産として貴重な資料となり得るものですので、多くの会員から回答をいただきたく存じます。

つきましては、会員各位におかれては、業務ご多端の折柄恐縮に存じますが、本調査の趣旨をご理解いただくとともに、期限内(4月30日必着)の回答につき、何卒ご協力くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、調査票は、日税連から直接、税理士会員及び税理士法人会員の元に送付されることとなっております。

敬具

第6回税理士実態調査実施要領

平成26年1月9日
日本税理士会連合会

1. 調査の目的

今回の税理士実態調査は、税理士会員及び税理士法人会員の実態を把握し、①今後の税理士制度の発展に資すること、②税理士事務所及び税理士法人の経営の合理化・向上に資すること、③本会及び税理士会等における会務の円滑な運営のために資することを目的とする。

2. 調査の基準日、対象者及び対象期間

- (1) 基準日 平成26年1月1日
- (2) 対象者 平成26年1月1日現在の税理士会員及び税理士法人会員
- (3) 対象期間 平成25年1月1日から平成25年12月31日（ただし、別途期間の指定がある場合を除く）

3. 調査内容

(1) 調査項目は、以下のとおりとする。

I. 開業税理士

1 税理士に関する項目

- ①所属税理士会 ②年齢層・性別 ③税理士となった資格 ④資格取得前の職業
- ⑤他士業資格 ⑥業務従事年数 ⑦事務所の開業形態・経営形態 ⑧会計法人への関与 ⑨税務・会計ソフトベンダー ⑩雇用状況 ⑪業務広告 ⑫海外への進出 ⑬業務提携 ⑭税理士職業賠償責任保険 ⑮紛議調停 ⑯研修の受講状況 ⑰税務支援への従事状況 ⑱ 租税教育活動

2 税理士の業務に関する項目

- ⑲税目別関与(取扱)件数 ⑳個人の関与形態別件数 ㉑法人の関与形態別件数
- ㉒法人の規模別関与件数 ㉓報酬別関与件数 ㉔税理士業務に係る収入金額 ㉕総所得金額 ㉖収入金額に係る内訳 ㉗報酬規程 ㉘業務処理簿 ㉙税理士事務所への実態確認調査 ㉚税理士事務所への税務調査 ㉛電子申告 ㉜税務代理権限証書の提出状況 ㉝共同代理、復代理 ㉞税務調査 ㉟不服申立 ㊱租税訴訟 ㊲社会保険労務士業務

3 その他の業務に関する項目

- ㊳公共的・公益的役職 ㊴国税審判官 ㊵NPO法人に対する経理アドバイザー ㊶地方公共団体の外部監査 ㊷会計 ㊸会計参与 ㊹政治資金監査 ㊺経営革新等支援機関 ㊻経営助言業務 ㊼成年後見

II. 補助税理士

1 税理士に関する項目

- ①所属税理士会 ②年齢層・性別 ③税理士となった資格 ④資格取得前の職業
- ⑤他士業資格 ⑥業務従事年数 ⑦紛議調停 ⑧研修の受講状況 ⑨税務支援へ

の従事状況 ⑩租税教育活動

2 税理士の業務に関する項目

⑪給与収入金額 ⑫電子申告等への対応 ⑬不服申立 ⑭租税訴訟

3 その他の業務に関する項目

⑮公共的・公益的役職 ⑯国税審判官 ⑰NPO 法人に対する経理アドバイザー ⑱
地方公共団体の外部監査 ⑲会計参与 ⑳政治資金監査 ㉑経営革新等支援機関
㉒成年後見 ㉓副業

III. 社員税理士

1 税理士に関する項目

①所属税理士会 ②年齢層・性別 ③税理士となった資格 ④資格取得前の職業
⑤他士業資格 ⑥業務従事年数 ⑦紛議調停 ⑧研修の受講状況 ⑨税務支援へ
の従事状況 ⑩租税教育活動

2 税理士の業務に関する項目

⑪給与収入金額 ⑫業務処理簿 ⑬電子申告等への対応

3 その他の業務に関する項目

⑭公共的・公益的役職 ⑮国税審判官 ⑯NPO 法人に対する経理アドバイザー ⑰
地方公共団体の外部監査 ⑱政治資金監査 ⑲成年後見 ⑳副業

IV. 税理士法人

1 税理士法人に関する項目

①所属税理士会 ②設立形態・社員間の関係 ③設立年数 ④業務形態 ⑤定款
記載業務 ⑥会計法人への関与 ⑦税務・会計ソフトベンダー ⑧雇用状況 ⑨
業務広告 ⑩海外への進出 ⑪業務提携 ⑫税理士職業賠償責任保険 ⑬紛議調
停

2 税理士法人の業務に関する項目

⑭税目別関与(取扱)件数 ⑮個人の関与形態別件数 ⑯法人の関与形態別件数
⑰法人の規模別関与件数 ⑱報酬別関与件数 ⑲法人収入金額 ⑳収入内訳 ㉑
平均給与収入金額 ㉒報酬規程 ㉓業務処理簿 ㉔税理士法人への実態確認調査
㉕税理士法人への税務調査 ㉖電子申告 ㉗税務代理権限証書の提出状況 ㉘共
同代理、復代理 ㉙税務調査 ㉚不服申立 ㉛租税訴訟 ㉜社会保険労務士業務

3 その他の業務に関する項目

㉝NPO 法人に対する経理アドバイザー ㉞会計 ㉟会計参与 ㊱経営革新等支援
機関

4. 実施時期

- (1)発 送 平成 26 年 3 月下旬 (4 月 1 日 (火) 着を予定)
(2)回答期限 平成 26 年 4 月 30 日(水)

5. 実施方法

- (1)外部の専門業者に、実態調査票の発送・回収・集計を委託して行う。
(2)回答は無記名とする。
(3)調査の手順

<本 会>

1. 本会が作成する税理士会会員の氏名・事務所住所・事務所名（又は税理士法人名）のデータを基に、専門業者から、対象者に実態調査票を郵送（封入物：実態調査票（表紙・本文）、返信用封筒（料金受取人払））
 2. 専門業者が回答を回収し、回答内容を集計
 3. 回答率の低調な税理士会には、早期回答・提出方につき協力を要請
 4. 制度部が調査結果を分析し、適切なコメントを付記
 5. 調査結果を会報「税理士界」、ホームページ(会員専用サイト)等に掲載して公表
- <税理士会員及び税理士法人会員>
1. 実態調査票の記入
 2. 回答期限までに専門業者宛に返送(料金受取人払郵便)若しくは特設サイトを通じて回答
- <税理士会>
1. 実態調査の周知(会報利用)並びに支部長宛協力を要請(文書)
 2. 未提出会員に対する提出促進など

6. 実態調査結果の集計、分析及び公表

- (1) 実態調査結果は、税理士会員（開業税理士、補助税理士、社員税理士別）と税理士法人会員に区分して集計する。
- (2) 実態調査結果の集計は、外部の専門業者に委託して行う。
- (3) 実態調査結果の集計には、適切な分析概要を付記したうえ、「第6回税理士実態調査報告書」を取りまとめるとともに、「税理士界」及びホームページ(会員専用サイト)に掲載して公表する。

7. 実施スケジュール

- 平成25年12月～平成26年3月
 - ・実施要領(案)の具申
 - ・税理士会員及び税理士法人会員に対する周知・徹底(会報等によるPR)
 - ・実態調査関係書類の印刷・発送準備
- 平成26年4月～5月
 - ・実態調査票の発送
 - ・実施時期＝1ヵ月間(平成26年4月1日～4月30日)
 - ・実態調査票の回収(未提出会員に対する提出方促進)
- 平成26年5月～7月
 - ・回収済実態調査票の整理
 - ・集計方法の検討
 - ・集計及び分析作業の専門業者への委託(集計及び分析期間＝2ヵ月間)
- 平成26年7月～11月
 - ・集計結果の分析及びとりまとめ
 - ・実態調査結果(分析概要)の公表(会報「税理士界」、ホームページ)
 - ・「第6回税理士実態調査報告書」の配布(ホームページ(会員専用サイト))

以上

第6回税理士実態調査に係る回答用専用ページの利用方法

第6回税理士実態調査の実施のお知らせ

税理士向け情報

第6回税理士実態調査の実施のお知らせ

この実態調査は、10年ごとに実施しているもので、税理士及び税理士法人の実態を把握し、税理士制度の発展に資すること等を目的に実施します。

【調査の基準日・対象者】
 今回の調査は、平成26年1月1日を基準日とし、税理士会員及び税理士法人会員の全員を対象とします。
 ※ 税理士会員については、それぞれの登録区分に応じて調査内容が異なりますのでご注意ください。
 ※ 税理士法人会員については、主たる事務所にのみ送付します。

【実施時期・回答期限】
 調査票は、4月1日ごろに郵送します。また、回答期限は、4月30日とします。

【調査方法】

- (1) 日税連から調査票を送付します。
- (2) 税理士会員は、所要事項を記入します。
- (3) 税理士法人会員は、主たる事務所の専従等と従たる事務所の専従等を合意して記入します。
- (4) 回答は、無記名とします。
- (5) 記入済の調査票を通信用封筒に入れて、投函(料金受取人払郵便)願います。
- (6) インターネット上からの回答も可能です。4月1日以降、回答用サイトを公開します。

【調査票の取扱い】
 ご提出いただいた調査票の集計及び分析は、外部の専門業者に委託して行いますが、情報漏洩等プライバシーの保護には万全の注意を払います。

【調査結果の公表】
 調査結果は、「税理士界」及びホームページに掲載して公表します。

【その他】
 4月1日以降相当の期間が経過しても調査票が到着しない会員は、所属税理士会又は日税連「実態調査係」にご請求ください。また、日税連ホームページから調査票をダウンロードすることも可能です。調査票は4月1日以降、掲載いたします。

【調査項目】 ※登録区分ごとに調査項目数・内容は異なります。

ここから
回答専用ページ

調査票メニュー画面

【調査目的】

この実態調査は、税理士会員及び税理士法人会員の実態を把握し、①今後の税理士制度の発展に資すること、②税理士事務所及び税理士法人の経営の合理化・向上に資すること、③本会及び税理士会等における会務の円滑な運営のために資することを目的としています。

1. 下記より該当する調査票をお選びいただき、入力フォームへお進みください。
2. ご不明な点がございましたら下記にお問合せください。

日本税理士会連合会「第6回税理士実態調査係」(担当:業務1課)
TEL: 03 (5435) 0936 FAX: 03 (5435) 0941
E-mail: 6jttai@nichizelren.jp

- 開業税理士用の調査票へ進む
- 補助税理士用の調査票へ進む
- 社員税理士用の調査票へ進む
- 税理士法人用の調査票へ進む

平成26年1月1日時点の登録区分により回答します。

ただし、12月中の登録変更等状況に応じて柔軟に選んでも良いこととしています。

開業税理士用

【調査目的】

この実態調査は、税理士会員及び税理士法人会員の実態を把握し、①今後の税理士制度の発展に資すること、②税理士事務所及び税理士法人の経営の合理化・向上に資すること、③本会及び税理士会等における会務の円滑な運営のために資することを目的としています。

【記入要領】

1. この調査票は、「開業税理士」用です。
2. この調査においては、特に指定がない限り、平成26年1月1日現在の状況により記入してください。また、その他本文中に期間の指定があるものについては、その指定に従ってそれぞれ記入してください。
3. 調査票の記入方法は、「?」にチェックするか、該当欄に所要事項を記入してください。
4. その他記入にあたっての注意事項は、各項目欄の下に(注)として記載してあります。
5. その他記入にあたっての注意事項は、各項目欄の下に(注)として記載してあります。
6. ご不明な点がございましたら下記にお問合せください。

日本税理士会連合会「第6回税理士実態調査係」(担当:業務1課)
TEL: 03 (5435) 0936 FAX: 03 (5435) 0941
E-mail: 6jttai@nichizelren.jp

- 最初から回答を進める
- 途中から回答を再開する
- 調査票メニューへ戻る

途中で保存することも可能です。
再開する時は、ここから入っていきます。

3%

ここまでの回答を保存しました。

問7. 事務所の開業形態・経営形態

(1)開業形態

1. 自ら開業 2. 事業承継

(2)経営形態

1. 単独経営 2. 共同経営*

(注1)「共同経営」とは、共同受任すること等により運営するものをいう。

問12. 海外への進出

顧問先に海外進出している企業が、

1. ある (件) * 2. ない

戻る

次へ

%は、回答の進捗状況を示します。

該当する箇所の「○」をクリックして回答します。

※未回答でも進めることが可能です。

「次へ」で次の設問に進み、「戻る」で、前の設問に戻ります。

92%

ここまでの回答を保存しました。

(4)任意役員について

1. 担任している (契約締結後、監理人が担任されている；任意役員) *
2. 担任している (契約締結のみで監理人が担任されていない) *
3. 任意役員候補人を担任している*
4. いずれも担任していない

日本税理士会連合会に対するご意見、ご要望等ございましたらご記入ください。

戻る

送信

順次回答を進めていただきます。

即答できない設問は飛ばして、後から戻って回答することも可能です。

最後に自分の回答結果が表示されます。

適宜修正してOKであれば、「送信」ボタンをクリックして回答終了です。

回答終了

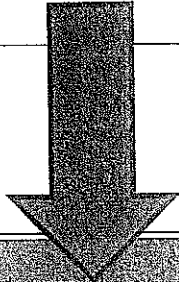
《注意》「送信」ボタンをクリックすると集計結果に反映されます。実際に回答する時以外は、「送信」ボタンをクリックしないで下さい。

3%

ここまでの回答を保存し終了する

中断・再開方法

中断するときはこちらをクリック



アンケートにご協力いただきまして誠にありがとうございます。
ここまでご回答いただいた内容を保存いたしました。

回答再開には下記の2つの方法があります。

1. メールにて回答再開URLをお知らせ

こちらにメールアドレスを入力していただくメールアドレス宛に回答再開URLを送信します。
URLにアクセスすると、そのまま回答を再開できます。

✉ test@nichizeiren.jp (半角英数字で入力してください)

2. 再ログイン画面より回答再開

再ログイン画面にて、回答再開用IDを入力することで回答を再開できます。

回答再開用IDは 2w8xVN です

回答再開用ログイン画面

ここでメールアドレスを記入・送信すると、再開用URLが送付されます。
この場合、回答再開用IDの保存・入力省略できます。

※メールアドレスは再開用URL送付後に自動消去されます。
※テストサイトでは利用できません

「回答再開用IDは〇〇〇〇〇〇です。」と自動標記されるので、メモします。

※亡失等した場合、再発行はできず、改めて最初から回答しなくてはなりません。

回答再開用 ログイン

■回答再開用のIDを入力し、「回答再開」をクリックしてください。

ID:

※ID、パスワードは半角英数字で入力をお願いします。
※大文字・小文字も判別されます。詳しくはこちら

再開する場合は、P2下図からここにアクセスすることになります。

中断する際、メールアドレスを記入した場合は、ワンクリックで続きを始めることが可能です。

メモした「回答再開用ID」を入力して続きを回答します。

東部地区 31名

地区委員長

村田克也

氏名	住所	電話番号	FAX番号
天笠裕司	熊谷市筑波3-67 パレスクラシエゼ302	524-0296	254-0323
飯島賢二	// 問屋町2-4-18 情報センタービル2F	528-2192	528-2193
石井喜浩	// 太井2072	522-0988	522-8126
石川利吉	// 久下2-70	525-4923	528-5095
市原忠男	// 上之3187-9	521-4060	524-1094
岩井恒夫	// 筑波3-36	523-1559	522-8271
小野博行	// 久下4-58	525-9755	525-9755
栴沢邦夫	// 久下3-198	080-1042-9208	528-0136
木島重雄	// 中西2-7-31	522-0064	523-8007
甲田嘉六	// 佐谷田102-1	523-5723	523-5723
小島久幸	// 中央5-6-57	526-4133	526-4133
櫻井則彦	// 上之1307-2	525-0804	525-0804
櫻澤 敦	// 上之2068	525-3500	525-3501
鳴田洋一	// 中西2-6-14	522-1903	522-1901
清水 武	// 上之3108-5	523-3300	523-3391
清水茂昭	// 上之3108-5	523-3300	523-3391
鈴木 昇	// 筑波1-55	527-7020	527-7021
高橋泰三	// 上之2068	525-3500	525-3501
高橋勤二	// 上之2068	525-3500	525-3501
田代充雄	// 銀座3-97-2	521-1094	525-6437
中村尚和	// 問屋町2-4-18 情報センタービル2F	528-2190	528-2193
能見孟俊	// 筑波1-195	524-7272	524-7273
橋本久夫	// 銀座5-2-1	522-4744	526-3520
増田俊樹	// 銀座3-114 ノアーズアークビル2F	529-7585	529-7484
松本一良	// 上之11-7	522-5557	522-5557
村田克也	// 上之714-2	501-5001	501-7080
森田正男	// 銀座3-114 ノアーズアークビル	529-7585	529-7584
山崎浩成	// 上之2127-3	529-7220	529-7221
陸名久好	// 銀座6-1-34-1	580-7601	580-7602
龍前篤司	// 中西2-7-31	522-0064	523-8007
渡邊慶二	// 上之498-3	524-3328	524-3625

北部地区 33名

地区委員長

吉田貴之

氏名	住所	電話番号	FAX番号
姉崎正一	熊谷市上川上577-1	529-7480	529-7481
井田幸子	〃 弥藤吾1483-1	588-0572	
井上征夫	〃 下奈良561-23	523-0665	523-0665
大島孝夫	〃 箱田7-5-13	521-6041	521-6816
金谷初雄	〃 永井太田1271	588-2087	588-2087
亀村昌雄	〃 箱田6-12-11	523-7169	523-6790
金子治夫	〃 肥塚392-2	524-3861	580-3170
神田福男	〃 飯塚1582	577-8218	588-2545
木本英男	〃 中央3-108	525-7188	525-5190
木本純二	〃 中央3-108	525-7188	525-5190
栗林昭人	〃 柿沼726-7	577-5875	577-5876
小田部安彦	〃 肥塚887-6	526-5874	523-7525
小林 勇	〃 中央2-46	521-6411	520-3032
小林拓人	〃 中央1-77	521-0437	522-1191
櫻井富美子	〃 箱田2-2-8	521-0334	521-4506
澤田勝利	〃 妻沼東3-78-1	589-0987	589-0987
鈴木康夫	〃 肥塚586-13	525-9339	527-3157
須永栄子	〃 肥塚887-6	526-5874	523-7525
戸井田浩	〃 西野534-4	588-2751	588-7160
戸井田利夫	〃 上根613	567-3210	567-3210
長澤久雄	〃 中西1-7-1	522-1866	524-5188
中村武司	〃 上中条1007-3	594-6858	594-6857
萩原直幸	〃 中央1-77	521-0437	522-1191
橋本泰久	〃 中央1-206	580-3840	580-3841
藤井一雄	〃 下奈良67-4	522-3329	522-3329
堀越雄司	〃 弥藤吾48 昭和ビル3F	588-1229	588-6158
前嶋修身	〃 中央1-218	526-0811	524-8522
前島義邦	〃 上中条1017	523-6436	523-6830
前島義徳	〃 上中条1017	523-6436	523-6830
山川宏之	〃 肥塚887-6	526-5874	523-7525
油井豊仁	〃 肥塚477-4	525-3873	525-3873
吉田嘉高	〃 箱田2-2-8	521-0334	521-4506
吉田貴之	〃 箱田2-2-8	521-0334	521-4506

深谷地区 35名

地区委員長

小暮隆史

氏名	住所	電話番号	FAX番号
相原信夫	深谷市天神町2-50	572-3489	573-1345
秋池正江	〃 宿根499-2	598-8260	598-8261
足立憲夫	〃 栄町14-22	594-7791	594-7784
内田守一	〃 稲荷町1-9-46	572-5110	573-7328
大久保匡志	〃 稲荷町2-14-5	598-3522	598-3523
荻野 薫	〃 上野台203	571-5541	573-3870
荻野正博	〃 上野台203	571-5541	573-3870
笠原行男	〃 栄町14-22	594-7791	594-7784
金子良光	〃 中瀬825-2	587-2971	587-2971
神山隆夫	〃 東方3390-3	532-8555	050-3730-4438
木藤久丹江	〃 深谷町9-1	573-5045	551-5556
黒須克仁	〃 上柴町東5-15-20 関口ビル2F	575-5755	575-5733
小暮隆史	〃 中瀬112	587-2416	587-2254
高岡 洋	〃 上野台3380-5	571-8981	571-9360
高橋 鐵	〃 上柴町西4-17-3	571-4619	571-8158
高橋信雄	〃 天神町2-50	572-3489	573-1345
武田 哲	〃 稲荷町1-9-46	572-5110	573-7328
塚原昭二	〃 稲荷町1-10-8	571-0398	571-7896
土屋政信	〃 本住町10-6	571-1173	574-1479
角田房司	〃 稲荷町1-2-4	571-3434	571-3434
寺山智久	〃 東方町2-25-7	571-2821	572-4554
中澤仁之	〃 稲荷町2-4-38	574-9360	574-9360
中野敦夫	〃 西島町2-13-11	571-2332	571-0867
中村久三郎	〃 上野台205	571-2540	571-2541
中村文男	〃 上野台205	571-2540	571-2541
中村敏行	〃 仲町7-21	572-4564	573-5710
根岸文男	〃 原郷2102	572-5901	572-5901
灰野耕二	〃 上柴町西5-12-6	572-0883	573-0705
萩原 篤	〃 田所町13-30	573-0025	573-0026
濱野高志	〃 東方町2-25-7	571-2821	572-4554
福島 昭	〃 桜ヶ丘220	571-8242	571-8994
福島繁夫	〃 桜ヶ岡220	571-8242	571-8994
藤元豊治	〃 国済寺113-5	571-6068	571-6068

本田 章	〃 東方3768-2	577-4177	577-4177
横村又彦	〃 榎合371	571-2035	571-3149

大里地区 10名 地区委員長 小林賢一郎

氏名	住所	電話番号	FAX番号
新井 叶	深谷市武蔵野3097	584-2071	584-0127
新井政雄	〃 武蔵野2277-1	584-6488	584-6501
相馬広明	寄居町大字寄居370-5	581-3623	580-1204
中澤一雄	〃 大字用土5441-12	594-8050	594-8026
橋本則彦	〃 寄居1238-4	586-1556	586-1561
小林喜一郎	深谷市岡2596	585-2527	585-1125
小林賢一郎	〃 岡2596	585-2527	585-1125
南 絹代	〃 岡1895-1	585-0155	585-0155
山本文子	寄居町赤浜773-1	582-3115	582-3314
吉橋 徹	〃 寄居1456-12	594-7109	594-7119

準会員 3名

氏名	住所	電話番号	FAX番号
飯島寛祐	東京都立川市柴崎町3-10-10	042-525-4584	042-525-7850
大久保毅	行田市長野2-29-33	048-556-6195	048-553-0171
松島宏明	群馬県桐生市相生町2-525-23	0277-55-0207	0277-55-0209

税理士法人

税理士法人名	税理士	電話番号	FAX番号
税理士法人第一経営熊谷事務所	柿沼和歌枝	533-8354	533-8336
税理士法人武蔵経営	龍前篤司	522-0064	523-8007
	木島重雄	〃	〃
MMG税理士法人	本塚文雄	522-1857	521-7007
	本塚雄一郎	〃	〃
税理士法人武田事務所	武田 哲	572-5110	573-7328
	内田守一	〃	〃
さくら税理士法人	森田正男	529-7585	529-7584
	増田俊樹	〃	〃
税理士法人せいえん事務所	笠原行男	594-7791	594-7784
	足立憲夫	〃	〃
税理士法人東京さくら会計事務所	橋本直樹	528-6630	528-6604
税理士法人西田経理事務所	西田政隆	522-1402	525-8035
	吉留良平	〃	〃
税理士法人T&S灰野税理士事務所	灰野耕二	572-0883	573-0705
PDC税理士法人	萩原直幸	521-0437	522-1191
	小林拓人	〃	〃
吉田・櫻井税理士法人	吉田嘉高	521-0334	521-4506
	吉田貴之	〃	〃
	櫻井富美子	〃	〃
税理士法人曾根会計事務所	曾根和也	523-9814	522-7953
塚原・小林税理士法人	塚原昭二	571-0398	571-7896
税理士法人大久保会計熊谷事務所	大久保秀彦	0493-39-0555	0493-39-0555
エヌケイ税理士法人	能見孟俊	524-7272	524-7273

支部会員 161名 準会員 3名 税理士法人 15 (24名)

熊谷支部事務局〒360-0041熊谷市宮町2-144 コーポビアネーズ203
TEL521-3312 FAX521-9612

日時 平成26年4月7日(月)
9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 署内レイアウトの変更について

(総務課)

(2) e - T a x の一層の普及及び定着について

(総務課)

(3) 関与先名簿等の提出について

(総務課)

別添1「関与先及び事務所使用人等状況表」及び別添2「関与先名簿」参照

(4) 平成 25 年分申告所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税の
口座振替日について (管理運営部門)
申告所得税及び復興特別所得税第 3 期分・・・平成 26 年 4 月 22 日 (火)
消費税及び地方消費税 (個人事業者)・・・平成 26 年 4 月 24 日 (木)

(5) 消費税の期限内納付指導について (管理運営部門)

イ 「消費税納付チェック表」の提出について
別添 3 「消費税納付チェック表」参照

ロ 納税資金の積立てによる期限内納付指導のお願いについて
席上配付資料「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」参照

ハ 任意の中間申告・納付制度の利用勧奨について
席上配付資料「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」、別添 4 「任意の中
間申告書を提出する旨の届出書」、及び別添 5 「任意の中間申告書を提出するこ
との取りやめ届出書」参照

(6) 「法定調書合計表」の未提出者に対する督促について (管理運営部門)

(7) 所得税又は消費税の確定申告の見直し確認の実施について (個人課税部門)

(8) 「相続税及び贈与税の税制改正のあらまし」について (資産課税部門)
席上配付資料「相続税及び贈与税の税制改正のあらまし」参照

(9) 「酒類販売業相続申告書」等の提出について (酒類指導官)
別添 6 「酒類・酒母・もろみ製造業・販売業相続申告書」及び別添 7 「酒類・
酒母・もろみ製造業・販売 (代理・媒介) 業の相続放棄書」参照

添付書類

- 1 「関与先及び事務所使用人等状況表」 (総務課)
- 2 「関与先名簿」 (総務課)
- 3 「消費税納付チェック表」 (管理運営部門)
- 4 「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」 (管理運営部門)
- 5 「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」 (管理運営部門)
- 6 「酒類・酒母・もろみ製造業・販売業相続申告書 (CC1-5131)」 (酒類指導官)
- 7 「酒類・酒母・もろみ製造業・販売 (代理・媒介) 業の相続放棄書 (CC1-5131-1)」 (酒類指導官)

様式3

平成 年 月 日

税務署長 殿

事務所等所在地	
事務所等の名称	
税理士氏名又は 代表者氏名	印

関与先及び事務所使用人等状況表

1 関与先の状況（4月1日現在の関与先件数）

関与先所轄税務署名	関与先件数	
	法人（件）	個人（件）
合 計		

2 事務所使用人等の状況（4月1日現在の使用人等人数）

使用人等人数	男性（人）	女性（人）	合 計
	内	内	内

(注) 内書きには、事務所使用人等のうち、社員税理士又は補助税理士の登録区分で税理士登録している者の人数を記載してください。

平成 年 月 日

関与先名簿

所轄税務署	税務署
-------	-----

事務所等所在地	
事務所等の名称	
税理士氏名又は 代表者氏名	印

氏名・名称	納税地	関与開始年
		昭和 年
		平成 年
		昭和 年
		平成 年
		昭和 年
		平成 年
		昭和 年
		平成 年
		昭和 年
		平成 年
		昭和 年
		平成 年
		昭和 年
		平成 年
		昭和 年
		平成 年
		昭和 年
		平成 年
		昭和 年
		平成 年
		昭和 年
		平成 年

- (注) 1 この名簿は、4月1日現在の関与先について、所轄税務署別に、法人・個人の順にまとめて記載し、事務所を所轄する税務署に提出してください。
なお、事務所を所轄する税務署以外の関与先については、2部作成し提出してください。
- 2 用紙の規格がA4判であり、記載項目が当様式の項目の全てを含むものであればパソコン等で作成したもので差し支えありません。

消費税納付チェック表

法人名 (氏名)		整理 番号							
住 所	〒 (☎ - -)				《申告書提出日》 年 月 日				
事業年度等	申告区分	納 期 限	納 付 金 額						
年 月 日	<input type="checkbox"/> 中間申告	年 月 日	円						
年 月 日	<input type="checkbox"/> 確定申告								

上記の消費税及び地方消費税の納付予定は次のとおりです。

- 納期限内に完納
- 1か月以内に完納
- 1か月以内の完納が困難なため、納付方法について税務署に出署し相談

出署希望日： 年 月 日

(1か月以内の完納が困難な場合の納付予定)

- 3か月以内の分割納付

月 日 円

月 日 円

月 日 円+延滞税

- 3か月以内の完納が困難

納付困難 事 由	

- (注) 1 e-Taxを利用して申告書等を提出する場合は、納期限内に完納できない納税者について提出してください。
- 2 申告区分及び納付予定は、該当する□にレ印を付してください。
- 3 納期限内に納付できない場合は、法律の規定により本税を完納されるまで延滞税が課されるほか、督促状が送付されますので、ご承知ください。
- 4 納税に関して、納税コールセンターから連絡する場合があります。

関東信越税理士会 熊谷支部所属

税理士： _____

☎ - - _____

任意の中間申告書を提出する旨の届出書

(収受印)

平成 年 月 日 税務署長殿	届 出 者	(フリガナ) 納 税 地	(〒 - -)	
		(フリガナ) 住所又は居所 <small>(法人の場合) 本店又は 主たる事務所の所在地</small>	(〒 - -)	(電話番号 - -)
		(フリガナ) 名 称 (屋号)		
		(フリガナ) 氏 名 <small>(法人の場合) 代表者氏名</small>		印
		(フリガナ) <small>(法人の場合) 代表者住所</small>		(電話番号 - -)

下記のとおり、中間申告書の提出を要しない中間申告対象期間につき、六月中間申告書を提出したいので、消費税法第42条第8項の規定により届出します。

①	適用開始中間 申告対象期間	自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
②	①の中間申告対象期間 を含む課税期間	自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
③	②の直前の 課税期間	自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
④	③の課税期間 における 確定消費税額	円
⑤	月 数 按 分 (④×6/③の月数)	円
参考事項		税理士 署 名 印 押 (電話番号 - -)

整理番号		部門番号	
届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日 台帳整理 年 月 日
通信日付印	年 月 日	確認印	

- 注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
 2. ※印欄は、記載しないでください。

任意の中間申告書を提出する旨の届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、直前の課税期間の確定消費税額を当該直前の課税期間の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額が24万円以下であることにより、その六月中間申告対象期間につき六月中間申告書の提出を要しない事業者が、任意に六月中間申告書を提出しようとする場合に提出するものです(法42⑧⑨)。

(注) 1 「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税額をいいます。消費税と地方消費税を合わせた額ではありません。

2 月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときはこれを1月とします(法42⑩)。

3 「六月中間対象期間」とは、その課税期間(個人事業者にあつては事業を開始した日の属する課税期間、法人にあつては6月を超えない課税期間及び新たに設立された法人のうち合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する課税期間を除きます。)開始の日以後6月の期間をいいます(法42⑥)。

4 任意に六月中間申告書を提出することをやめようとするとき又は事業を廃止したときは、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書(第26-(3)号様式)」を提出する必要があります(法42⑨)。

2 提出時期等

この届出書の効力は、提出した日以後その末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間について生じます。

したがって、任意に六月中間申告書を提出しようとする六月中間申告対象期間の末日までに、この届出書を提出する必要があります。

(注) この届出書を提出した後、任意の六月中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」をその六月中間申告対象期間の末日に提出したものとみなされます(法42⑪)。

3 記載要領

(1) 「適用開始中間申告対象期間」欄には、任意に六月中間申告書を提出しようとする六月中間申告対象期間の初日及び末日を記載します。

(2) 「①の中間申告対象期間を含む課税期間」欄には、「適用開始中間申告対象期間」欄の六月中間申告対象期間を含む課税期間の初日及び末日を記載します。

(3) 「②の直前の課税期間」欄には、「①の中間申告対象期間を含む課税期間」欄の直前の課税期間の初日及び末日を記載します。

(4) 「③の課税期間における確定消費税額」欄には、「②の直前の課税期間」欄に記載した課税期間の確定消費税額を記載します。

なお、「②の直前の課税期間」欄に記載した課税期間の消費税額が確定していない場合には、この欄の記載は不要です。

(5) 「月数按分(④×6/③の月数)」欄には、「③の課税期間における確定消費税額」欄に記載した確定消費税額を「②の直前の課税期間」欄の月数で除し、これに6を乗じた金額を記載します。

なお、「②の直前の課税期間」欄に記載した課税期間の消費税額が確定していない場合には、この欄の記載は不要です。

(6) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

(7) 記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;"> 収受印 </div>		平成 年 月 日	
届出者	(フリガナ) 納税地	(〒 -) (電話番号 -)	
	(フリガナ) 住所又は居所 <small>(法人の場合) 本店又は 主たる事務所の所在地</small>	(〒 -) (電話番号 -)	
	(フリガナ) 名称(屋号)		
	(フリガナ) 氏名 <small>(法人の場合) 代表者氏名</small>		印
	(フリガナ) <small>(法人の場合) 代表者住所</small>		(電話番号 -)
税務署長殿			
下記のとおり、消費税法第42条第8項の規定の適用を受けることを取りやめたいので、消費税法第42条第9項の規定により届出します。			
①	この届出の適用開始 中間申告対象期間	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日
②	①の中間申告対象 期間を含む課税期間	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日
③	任意の中間申告書を提出する旨 の届出書の提出日	平成 年 月 日	
④	③の届出書により適用 を受けることとした最初の 中間申告対象期間	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日
事業を廃止した日		平成 年 月 日	
参考事項		税理士 署名 押印	印 (電話番号 -)

※税務署処理欄	整理番号		部門番号	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日 台帳整理 年 月 日
	通信日付印	年 月 日	確認印	

- 注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. ※印欄は 記載しないでください

任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書（第26号一(2)号様式）」を提出し、六月中間申告書の提出を要しない六月中間対象期間につき任意に六月中間申告書を提出することとしている事業者が、その提出することをやめようとする場合又は事業を廃止した場合に提出するものです（法42⑨）。

（注） 「六月中間申告対象期間」とは、その課税期間（個人事業者にあつては事業を開始した日の属する課税期間、法人にあつては6月を超えない課税期間及び新たに設立された法人のうち合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する課税期間を除きます。）開始の日以後6月の期間をいいます。

2 提出時期等

この届出書の効力は、提出した日以後その末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間について生じます。

したがって、任意に六月中間申告書を提出することをやめようとする六月中間申告対象期間の末日までに、この届出書を提出する必要があります。

3 記載要領

- (1) 「この届出の適用開始中間申告対象期間」欄には、任意に六月中間申告書を提出することをやめようとする六月中間申告対象期間の初日及び末日を記載します。
- (2) 「①の中間申告対象期間を含む課税期間」欄には、「この届出の適用開始中間申告対象期間」欄の六月中間申告対象期間を含む課税期間の初日及び末日を記載します。
- (3) 「任意の中間申告書を提出する旨の届出書の提出日」欄には、先に提出した「任意の中間申告書を提出する旨の届出書（第26号一(2)号様式）」の提出年月日を記載します。
- (4) 「③の届出書により適用を受けることとした中間申告対象期間」欄には、先に提出した「任意の中間申告書を提出する旨の届出書（第26号一(2)号様式）」の「適用開始中間申告対象期間」欄に記載した期間を記載します。
- (5) 「事業を廃止した日」欄には、事業を廃止した場合のその廃止年月日を記載します。
- (6) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。
- (7) 記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

CC1-5131

酒類製造業
酒母販売業
もろみ 相続申告書

収受印

整理番号 ※

平成 年 月 日	申告者	(住所) 〒	(電話)	局番
		(氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな)	印	
酒類製造業 酒母販売業 もろみ 申告します。				
記				
被相続人の氏名及び申告者との続柄				
申告販売場の酒類販売管理者(の選任予定)		(ふりがな) (氏名)	〔 役職等、申告者との関係、生年月日等 〕	
相続人において、引続き製造若しくは販売しようとする酒類の品目又は酒母、もろみの別				
被相続人の免許に付けられていた条件又は期限				
製造場又は販売場の所在地及び名称		(地番)		
		(住居表示)		
		(名称)		
相続開始年月日		平成 年 月 日		
製造業 を相続しない者の住所 販売業 氏名及び相続人との続柄				

酒類・酒母・もろみ製造業・販売業相続申告書（CC1-5131）の記載要領

- 1 この申告書は、酒税法第19条第1項の規定により、酒類、酒母若しくはもろみの製造業又は酒類販売業を相続しようとする場合に使用してください。
- 2 関係書類は、「酒類等の製造免許申請書類一覧表（CC1-5102-2）」又は「酒類販売業免許等申請書類一覧表（CC1-5104-2）」に定める必要書類を添付し、それぞれ、「酒類製造免許相続の申告書（J）チェック表（CC1-5102-2(10)）」又は「酒類販売業相続の申告書（h）チェック表（CC1-5104-2(8)）」により確認してください。
- 3 酒類、酒母等の製造業又は酒類の販売業を相続しようとする者が2人以上ある場合には、連名で申告書を提出してください。
- 4 「申告販売場の酒類販売管理者（の選任予定）」欄には、申告販売場の酒類販売管理者として選任している者又は選任を予定している方の氏名及び役職等を記載してください。
- 5 「製造場又は販売場の所在地及び名称」欄には、次により具体的に記載してください。
 - ・「地番」欄には、不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定による地番（土地の登記事項証明書）を記載してください。
 - ・「住居表示」欄には、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）により市町村が定めた住居表示を記載してください。
 - ・「名称」欄には、例えば、「〇〇酒店」、「本社」、「本店」、「〇〇支店」、「〇〇営業所」等と記載してください。
- 6 酒類の販売代理（媒介）業免許者の場合についても、この申告書を代用してください。
- 7 不要な文字は抹消してください。
- 8 ※印欄は記載しないでください。

CC1-5131-1

酒 類
酒 母
もろみ

製 造 業
の相続放棄書
販売（代理・媒介）業

平成 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

被相続人との続柄（ ）

下記の事項につき同意します。

記

- 1 酒類（酒母・もろみ）製造者（販売（代理・媒介）業者）であった被相続人 _____ の
酒類（酒母・もろみ）製造業（販売（代理・媒介）業）について相続しないこと
- 2 酒税法施行令第18条の規定により申告する相続人 _____ が引き続いて酒
類（酒母・もろみ）製造業（販売（代理・媒介）業）を営むことに異議がないこと

(注) 押印する印章の印鑑証明書を添付してください。

個人住民税の給与からの特別徴収を 平成27年度には徹底します。

埼玉県と県内すべての
市町村からのお知らせです



「埼玉県のマスコット コバトン」

平成27年度に個人住民税の特別徴収未実施の事業所を
原則として特別徴収義務者に指定します。

所得税の源泉徴収を行っている事業所の皆様には、毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員等に代わって市町村に納めることが法律で義務付けられております。これを特別徴収といいます。平成27年度には原則として全ての事業所に特別徴収していただきますので、御準備をお願いします。

特別徴収義務者に指定する対象者（事業所） 所得税の源泉徴収義務のある給与等の支払者

ただし、次の場合は例外として対象事業所から除きます（申出が必要です）。

- 常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等の支払をする事業所
〈当面、普通徴収を認める事業所〉
- 総受給者数が2人以下の事業所（総受給者数とは他市町村を含む事業所全体の受給者の人数。ただし、下記の給与所得者の要件に該当し、普通徴収を認める者を除く。） など

なお、特別徴収義務者に指定する事業所においても、以下の給与所得者については、申出により、特別徴収の対象者から除きます。

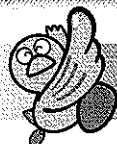
- ・4月1日現在で給与の支払を受けていない者
- ・給与の支給期間について1月を超える期間としている者
- ・パート・アルバイトなどで、年間の給与所得が市町村条例で定める均等割非課税基準所得以下の者（※1）など

〈当面、普通徴収を認める給与所得者〉

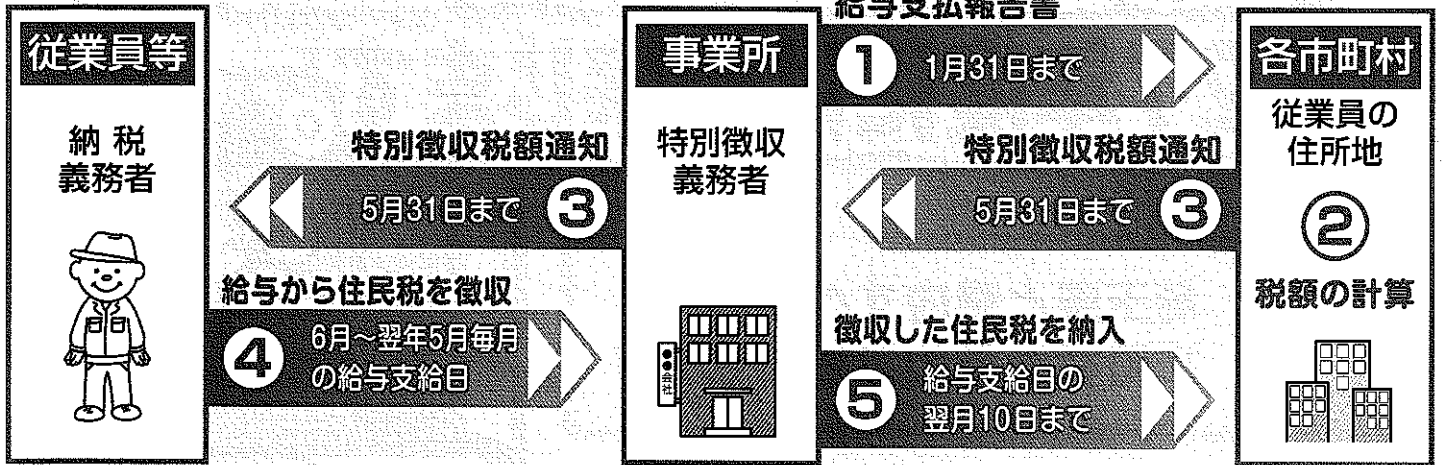
- ・他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている者（※2）
- ・毎月の給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者
- ・給与が毎月支給されていない（不定期受給）者
- ・専従者給与が支給されている者
- ・退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者

※1 均等割の非課税基準につきましては、各市町村により異なります。

※2 給与所得者が、複数の事業所から給与を支給されている場合、各市町村で取扱いが異なる場合があります。



特別徴収の方法による納税の仕組み



従業員のメリット

- ① 金融機関へ納税に向かう手間を省くことができます。
 - ② 普通徴収の納期が原則年4回であるのに対し、特別徴収は年12回であるため、1回あたりの従業員の負担が少なくて済みます。
- 例) 年額12万円 特別徴収 1万円×12回 普通徴収 3万円×4回

事業所の負担少

所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間がいりません。
 ※従業員が常時10人未満の場合は、年12回の納期を年2回(12月10日・6月10日)とすることができます。
 【納期の特例】(特例を受ける場合は、別途申請が必要となります。)

特別徴収を徹底する取組に対する問合せ先

埼玉県総務部個人県民税対策課 Tel 048-830-2647

具体的な手続きに関する問合せ先(各市町村住民税担当課)

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
あ 上尾市	市民税課	048-775-5132	さ さいたま市	市民税課	048-829-1914	ひ 東松山市	課税課	0493-23-2221
朝霞市	課税課	048-463-2852	坂戸市	課税課	049-283-1331	日高市	税務課	042-989-2111
い 伊奈町	税務課	048-721-2111	幸手市	税務課	0480-43-1111	ふ 深谷市	市民税課	048-571-1211
入間市	市民税課	04-2964-1111	狭山市	市民税課	04-2953-1111	富士見市	税務課	049-252-7116
お 小川町	税務課	0493-72-1221	し 志木市	課税課	048-473-1111	ふじみ野市	税務課	049-262-9011
小鹿野町	税務課	0494-75-4125	白岡市	税務課	0480-92-1111	ほ 本庄市	課税課	0495-25-1123
桶川市	税務課	048-786-3211	す 杉戸町	税務課	0480-33-6487	ま 松伏町	税務課	048-991-1833
越生町	税務課	049-292-3121	そ 草加市	市民税課	048-922-1042	み 三郷市	市民税課	048-930-7706
か 春日部市	市民税課	048-736-1111	ち 秩父市	市民税課	0494-22-2209	美里町	税務課	0495-76-5131
加須市	税務課	0480-62-1111	つ 鶴ヶ島市	税務課	049-271-1111	皆野町	税務課	0494-62-1461
神川町	税務課	0495-77-2116	と ときがわ町	税務課	0493-65-1521	宮代町	町民生活課	0480-34-1111
上里町	税務課	0495-35-1220	所沢市	市民税課	04-2998-9064	三芳町	税務課	049-258-0019
川口市	市民税課	048-258-1110	戸田市	税務課	048-441-1800	も 毛呂山町	税務課	049-295-2112
川越市	市民税課	049-224-5640	な 長瀬町	税務課	0494-69-1101	や 八潮市	市民税課	048-996-2480
川島町	税務課	049-299-1757	滑川町	税務課	0493-56-6902	よ 横瀬町	税務課	0494-25-0113
き 北本市	税務課	048-594-5518	に 新座市	市民税課	048-477-1111	吉川市	課税課	048-982-5114
行田市	税務課	048-556-1111	は 蓮田市	税務課	048-768-3111	吉見町	税務会計課	0493-54-5029
く 久喜市	市民税課	0480-22-1111	鳩山町	税務課	049-296-1211	寄居町	税務課	048-581-2121
熊谷市	市民税課	048-524-1111	羽生市	税務課	048-561-1121	ら 嵐山町	税務課	0493-62-2153
こ 鴻巣市	市民税課	048-541-9005	飯能市	市民税課	042-973-2111	わ 和光市	課税課	048-424-9102
越谷市	市民税課	048-963-9145	ひ 東秩父村	税務課	0493-82-1224	蕨市	税務課	048-433-7707

詳しくは、埼玉県ホームページをご覧ください。

埼玉県くらしと県税

検索

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/z-kurashiindex/z-kyuuyo-tokucho.html>

これからは、インターネットで簡単手続！
給与支払報告書等の提出は、

エルタックス
eLTAX

を、ぜひご利用ください！

消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税率が、平成26年4月1日より、**8.0%**(現行5.0%)となります(注)

(注) 8.0%の税率は、経過措置が適用されるもの(※)を除き、平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。
 ※ 経過措置が適用されるものについては、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご参照ください。

期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。
 ※ 例えば、小売業で課税売上が2,000万円の場合、月々の積立額は約27,000円(各月売上高×売上に対する納税額の目安率1.6%)となります。

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業、林業、漁業、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業、金融・ 保険業など (第4種事業)		不動産業、運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		
	みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%					
売上に対する 納税額の目安率	0.8%	1.6%	2.4%	3.2%	4.0%						
年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1,000	84	8	0.7	16	1.4	24	2.0	32	2.7	40	3.4
1,500	125	12	1.0	24	2.0	36	3.0	48	4.0	60	5.0
2,000	167	16	1.4	32	2.7	48	4.0	64	5.4	80	6.7
2,500	209	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4
3,000	250	24	2.0	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0

(注1) 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、経過措置が適用されるものは考慮していません。
 (注2) 平成26年1月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。
 (注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

納付方法は

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください!

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用した電子納税ができます。
 特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。



更に、個人事業者の方は

個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます!

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(注)に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

(注) 国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードすることもできます。

任意の中間申告制度

○ 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、任意に中間申告書(年1回)を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間(注1)から、自主的に中間申告・納付(注2)することができることとされました。

(注1)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

(注2) 中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付をすることができます。

○ 適用開始時期

個人事業者の場合には、平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間(平成27年3月末決算分)から適用されます。

《改正前》		《改正後》	
直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数	直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数
4,800万円超	年11回	4,800万円超	年11回
400万円超	年3回	400万円超	年3回
48万円超	年1回	48万円超	年1回
48万円以下	中間申告義務なし	48万円以下	任意の中間申告(年1回)が可能

留意事項

- 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。
※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。
- 中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告制度の適用をやめようとする旨を記載した届出書の提出があったものとみなされます。
※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者(中間申告義務のある事業者)が中間申告書をその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません(中間納付することができないこととなります。)

改正消費税法に関する相談

税務署では、今回の消費税法の改正等について、「改正消費税相談コーナー」を設置して消費税法の改正内容、消費税の納付や価格表示等に関する相談を行っておりますので、最寄りの税務署にお尋ね下さい。

※ 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談)を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。